

関係各位

佐世保市からのお知らせ

法人市民税の申告案内方法を見直します

佐世保市では、現在、確定申告や中間（予定）申告の申告納期限が近付いた法人様に、法人市民税の申告書及び納付書を郵送（または税理士様経由）しておりますが、DX化推進の一環として、申告案内方法を見直すこととしております。

ご理解ご協力方よろしくお願いいたします。

詳しくは、本市ホームページをご参照ください。

1 変更開始時期

令和7年11月

（確定申告：令和7年10月以降に事業年度が終了する法人
予定申告：令和7年10月以降に事業年度開始から6月経過する法人）

2 変更内容

（送付する：○、送付しない：×）

送付物 申告手段		現行			変更後		
		案内文	申告書	納付書	案内文	申告書	納付書
eLTAX	大法人	○	×	○	×		×
	その他法人		○				○
紙申告					○	○	

※大法人とは、次の内国法人を指します。

- ・事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

※プレ申告データ

申告を行う際の参考となるよう、eLTAXにて地方公共団体から納税義務者へ送信されるデータのことです。前事業年度の申告の内容等をもとに、申告データの一部項目（法人名や事業年度等）をあらかじめ設定したもので、現在郵送している申告書の電子データ版に相当するものです。

eLTAXによる電子申告・電子納税を是非ご利用ください！

令和7年3月現在、佐世保市では、法人等の約85%が電子申告を利用されています。eLTAXでは、電子申告に連動した電子納税（登録口座から引き落とし、複数自治体への一括納税）も可能ですので、是非ご利用ください。

※プレ申告データのダウンロード方法及び電子納税の利用方法などeLTAXの利用方法については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

【お問い合わせ先】 佐世保市役所市民税課 市民税第二係
TEL 0956-24-1111(内線 2209~2210)